

道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合規則第13号

道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例施行規則

道央廃棄物処理組合職員の給与に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第11号）の施行に関し、別に定めるもののほか必要な事項については、千歳市職員の給与に関する条例施行規則（平成6年千歳市規則第21号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「千歳市」及び「市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」及び「千歳市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。